

計量法(抜粋)



(定期検査)

第十九条 特定計量器(第十六条第一項又は第七十二条第二項の政令で定めるものを除く。)のうち、その構造、使用条件、使用状況等からみて、その性能及び器差に係る検査を定期的に行うことが適当であると認められるものであって政令で定めるものを取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する者は、その特定計量器について、その事業所(事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。)の所在地を管轄する都道府県知事(その所在地が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)が行う定期検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる特定計量器については、この限りでない。

(指定定期検査機関)

第二十条 都道府県知事又は特定市町村の長は、その指定する者(以下「指定定期検査機関」という。)に、定期検査を行わせることができる。

2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定により指定定期検査機関にその定期検査の業務(以下この章において「検査業務」という。)の全部又は一部を行わせることとしたときは、当該検査業務の全部又は一部を行わないものとする。

(指定)

第二十六条 第二十条第一項の指定は、経済産業省令で定めるところにより、検査業務を行おうとする者の申請により行う。

(欠格条項)

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、第二十条第一項の指定を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第三十八条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

計量法関係法令(抜粋)



(定期検査の対象となる特定計量器) <政令>

第十条 法第十九条第一項の政令で定める特定計量器は、次のとおりとする。

一 非自動はかり(第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。)、分銅及びおもり

(指定の申請) <指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令。以下「省令」>

第一条 [計量法](#) (平成四年法律第五十一号。以下「法」という。)[第二十六条](#) の規定により指定の申請をしようとする者は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添えて、定期検査を行おうとする場所を管轄する都道府県知事(その場所が特定市町村の区域にある場合にあつては、特定市町村の長)に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

二 申請の日を含む事業年度の直前の事業年度の最終日における財産目録及び貸借対照表

三 申請の日を含む事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書(定期検査の業務に係る事項と他の業務に係る事項とを区分したものの)

四 次に掲げる事項を記載した書面

イ 役員又は事業主の氏名及び履歴、第二条の二に規定する構成員(以下この号において単に「構成員」という。)のうち主たる者の氏名(構成員が法人である場合には、その法人の名称)並びに構成員の構成割合

ロ 定期検査の業務を行う特定計量器の種類

ハ 定期検査の業務を行う地域

ニ 一年間に定期検査を行うことができる特定計量器の数

ホ 定期検査に用いる器具、機械又は装置の数、性能、所在の場所及びその所有又は借入れの別

ヘ 定期検査を実施する者の資格及び数

ト 定期検査以外の業務を行っている場合にあつては、その業務の種類及び概要

チ 手数料の額

五 申請者が[法第二十七条](#) 各号の規定に該当しないことを説明した書面

六 申請者が第二条の三各号の規定に適合することを説明した書類

(指定の基準)

第二十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 経済産業省令で定める器具、機械又は装置を用いて定期検査を行うものであること。

二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が定期検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。

三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前号に定めるもののほか、定期検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

五 検査業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。

六 その指定をすることによって申請に係る定期検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。

(指定の基準) <省令>

第二条 [法第二十八条第一号](#) の経済産業省令で定める器具、機械又は装置は、別表第一の特定計量器の欄に掲げる特定計量器(質量計及び皮革面積計に限る。次項において同じ。)ごとに同表の検査設備の欄に掲げるものであつて、前条第四号ロの特定計量器の定期検査を適確に遂行するに足りるものとする。

2 [法第二十八条第二号](#) の経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者及び[同号](#) の経済産業省令で定める数は、別表第一の特定計量器の欄に掲げる特定計量器ごとにそれぞれ同表の定期検査又は計量証明検査を実施する者の欄に掲げるとおりとする。

(指定期検査機関の構成員)

第二条の二 [法第二十八条第三号](#) の法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類ごとに、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

一 [民法](#) (明治二十九年法律第八十九号) [第三十四条](#) の規定に基づき設立された法人 社員

二 [会社法](#) (平成十七年法律第八十六号) [第五百七十五条第一項](#) の持分会社 社員

三 [会社法第二条第一号](#) の株式会社 株主

四 [中小企業等協同組合法](#) (昭和二十四年法律第八十一号) [第三条](#) の事業協同組合、事業協同小組合及び企業組合並びに[農業協同組合法](#) (昭和二十二年法律第三十二号) [第四条第一項](#) の農業協同組合 組員

五 [中小企業等協同組合法第三条](#) の協同組合連合会及び[農業協同組合法第四条第一項](#) の農業協同組合連合会 直接又は間接にこれらを構成する者

六 その他の法人 当該法人の種類に応じて前各号に掲げる者に類するもの

(指定の基準) <省令>

第二条の三 [法第二十八条第四号](#) の経済産業省令で定める基準は、定期検査の実施に係る組織、定期検査の方法、手数料の算定の方法その他の定期検査の業務を遂行するための体制が次の各号に適合するよう整備されていることとする。

一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。

二 定期検査を受ける者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。

三 前各号に掲げるもののほか、定期検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。

別表第一 (第二条、第十七条関係) <省令>

特定計量器	検査設備		定期検査又は計量証明検査を実施する者	
	名称	性能	条件	人数
質量計	基準分銅		少なくとも一般計量士一名以上を置くものとし、その他の者については、次のいずれかに該当すること。 一 一般計量士 二 独立行政法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)の「短期計量教習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者	二名
	基準はかり			

(指定の更新)

第二十八条の二 第二十条第一項の指定は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の指定の更新に準用する。

(定期検査の方法)

第二十九条 指定定期検査機関は、定期検査を行うときは、第二十八条第一号に規定する器具、機械又は装置を用い、かつ、同条第二号に規定する者に定期検査を実施させなければならない。

(業務規程)

第三十条 指定定期検査機関は、検査業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、都道府県知事又は特定市町村の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 都道府県知事又は特定市町村の長は、第一項の認可をした業務規程が定期検査の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(指定定期検査機関の指定等の有効期間) <政令>

第十一条の二 [法第二十八条の二第一項](#) ([法第百六条第三項](#)、第二百一十一条第二項、第二百一十一条の十及び第百四十二条において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、三年とする。

(指定の更新の手続) <省令>

第二条の四 [法第二十八条の二](#)の規定により、指定定期検査機関が指定の更新を受けようとする場合は、第一条から前条までの規定を準用する。この場合において第一条中「様式第一」とあるのは「様式第一の二」と読み替えるものとする。

(業務規程) <省令>

第三条 指定定期検査機関は、[法第三十条第一項](#) 前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第二による申請書に業務規程を添えて、当該指定に係る都道府県知事(以下この章において「委任都道府県知事」という。)又は当該指定に係る特定市町村の長(以下この章において「委任特定市町村の長」という。)に提出しなければならない。

2 [法第三十条第二項](#)の業務規程で定めるべき事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定期検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 定期検査の業務を行う特定計量器の種類
- 三 定期検査を行う場所に関する事項
- 四 定期検査に関する証明書の発行に関する事項
- 五 定期検査を実施する者の選任及び解任に関する事項
- 六 定期検査を実施する者の配置に関する事項
- 七 定期検査に使用する検査設備の管理に関する事項
- 八 定期検査済証印の管理に関する事項
- 九 定期検査の未受検者に対する受検促進に関する事項
- 十 手数料の収納の方法に関する事項
- 十一 前各号に掲げるもののほか、定期検査の業務に関し必要な事項

3 指定定期検査機関は、[法第三十条第一項](#) 後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書を委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。

(帳簿の記載)

第三十一条 指定定期検査機関は、経済産業省令で定めるところにより、帳簿を備え、定期検査に関し経済産業省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(業務の休廃止)

第三十二条 指定定期検査機関は、検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事又は特定市町村の長に届け出なければならない。

(事業計画等)

第三十三条 指定定期検査機関は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定定期検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事又は特定市町村の長に提出しなければならない。

(帳簿) <省令>

第四条 [法第三十一条](#) の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一 定期検査を受けなければならないと見込まれる者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 前号に掲げる者の使用する特定計量器の種類、名称及び性能の概要
- 三 定期検査を行った年月日
- 四 定期検査を実施した者の氏名
- 五 定期検査の成績及び合格又は不合格の別(合格しなかった特定計量器については、その理由及び製造番号)
- 六 第一号に掲げる者のうち、定期検査を受けなかった者のその理由

2 指定定期検査機関は、定期検査を行ったときは、遅滞なく、当該定期検査を行った区域ごとに、前項に掲げる事項を特定計量器の種類ごとに区分して、帳簿に記載しなければならない。

3 指定定期検査機関は、前項の帳簿を次回の定期検査が終了するまでの間、保存しなければならない。

(電磁的方法による保存) <省令>

第四条の二 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって[法第三十一条](#) に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

(業務の休廃止)

第五条 指定定期検査機関は、[法第三十二条](#) の規定により定期検査の業務の全部若しくは一部を休止し、又は廃止の届出をするときは、全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとする日の三月前までに、様式第四による届出書を委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。

（解任命令）

第三十五条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第二十八条第二号に規定する者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又は業務規程に違反したときは、その指定定期検査機関に対し、同号に規定する者を解任すべきことを命ずることができる。

（役員及び職員の地位）

第三十六条 検査業務に従事する指定定期検査機関の役員又は職員は、[刑法](#)（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（適合命令）

第三十七条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が第二十八条第一号から第五号までに適合しなくなったと認めるときは、その指定定期検査機関に対し、これらの規定に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（指定の取消し等）

第三十八条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて検査業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 この節の規定に違反したとき。

二 第二十七条第一号又は第三号に該当するに至ったとき。

三 第三十条第一項の認可を受けた業務規程によらないで定期検査を行ったとき。

四 第三十条第三項、第三十五条又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第二十条第一項の指定を受けたとき。

（都道府県知事等による検査業務の実施）

第三十九条 都道府県知事又は特定市町村の長は、指定定期検査機関から第三十二条の規定による検査業務の全部若しくは一部の休止の届出があったとき、前条の規定により指定定期検査機関に対し検査業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定定期検査機関が天災その他の事由により検査業務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、当該検査業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 都道府県知事若しくは特定市町村の長が前項の規定により検査業務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定定期検査機関から第三十二条の規定による検査業務の全部若しくは一部の廃止の届出があった場合又は前条の規定により指定定期検査機関の指定を取り消した場合における検査業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

（業務の引継ぎ）

第八条 [法第三十九条第二項](#) の経済産業省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

一 指定定期検査機関は、定期検査の業務を引き継ぐ旨を記載した書面を、委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に提出しなければならない。

二 指定定期検査機関は、定期検査の業務に関する帳簿及び書類を、委任都道府県知事又は委任特定市町村の長に引き渡さなければならない。

三 指定定期検査機関は、その他委任都道府県知事又は委任特定市町村の長が必要と認める事項に関し引き継がなければならない。